

診療放射線技師 臨床実習指導者講習会の開催方針（案）

【開催指針】

1 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

(1) 講習会主催責任者 1名以上

※ 講習会を主催する責任者

※ (2)との兼務も可

(2) 講習会企画責任者 1名以上

※ 企画、運営、進行等を行う責任者

(3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上

※ 企画、運営、進行等に協力する者

※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3 受講対象者

実務経験5年以上の診療放射線技師

4 講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

4.1 講習会の目標があらかじめ明示されていること。

4.2 一回当たりの参加者数が50名程度であること。

4.3 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。

4.4 グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。

4.5 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。

4.6 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

5 講習会におけるテーマ（教育内容）

講習会のテーマは、次に掲げる5.1～5.4の項目を含むこと。また、必要に応じて5.5、5.6に掲げる項目を加えること。

5.1 診療放射線技師養成施設における臨床実習制度の理念と概要

- 5.2 臨床実習の到達目標と修了基準
 - 5.3 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
 - 5.4 臨床実習指導者の在り方（ハラスメントを含む）
 - 5.5 臨床実習指導および臨床実習プログラムの評価
 - 5.6 その他臨床実習に必要な事項
- 6 講習会の修了
- 講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

【講習会の修了証書】

講習会の修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

【講習会の実施報告】

講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。

- 1.1 講習会の名称
- 1.2 主催者、共催者、後援者等の名称
- 1.3 開催日及び開催地
- 1.4 講習会主催責任者の氏名
- 1.5 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
- 1.6 講習会の目標
- 1.7 講習会の進行表(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割)
- 1.8 講習会の概要(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)